久留米小郡都市計画地区計画の変更(小郡市決定)

都市計画 あすてらす地区地区計画を次のように変更する

		名 称		あすてらる	r地区地区計画					
		立 置 小郡市二森、大崎、福童の一部								
		面積	22. 4ha(宝満川地区13. 8haを含む)							
	地区	「計画の目標	当該地区は、宝満川の左岸域の市街化調整区域に位置し、周辺には昭和40年代前半に開発された宝城団地や御原団地を含む総戸数400戸を超える住宅により低層・低密度の良好な住環境が形成されている。また、地区内には市の健康福祉の拠点である小郡市総合健康福祉センター「あすてらす」が包含されている。本地区計画は、周辺地区内で進む少子高齢化に対応しコミュニティの維持を図るため、「あすてらす」と連携した診療所や介護福祉施設、社会福祉施設等を誘導し、あわせて良好な住環境を整備することを目的とする。また、本地区内には小郡市景観計画において重要な景観資源の一つである宝満川が位置している。今回の変更により、宝満川を計画区域に含め、本市の健康、福祉及び子育ての拠点施設である「あすてらす」の健康増進機能と連携を図る。さらに、幹線道路の沿道部については、地区内新規住民と周辺地区営農者の交流促進施設を誘導することにより、地域間の交流活動の活性化を図る。これらにより、マスタープランに掲げる「子育で・福祉機能及び人口減少、少子高齢化に対応した周辺環境と調和したまちづくり」を実現することを目標とする。							
は の 整位 一間 多刀で 住	区域の整備・開発及び呆全	土地利用 の方針	方針を図る。 【A地区】 小郡市総合保健 【B-1地区】新規居住者、居設に関しては、福岡県が決定より収容人数200名未満とす 【B-2地区】新規居住者、居福祉施設に関しては、福岡県方針」により収容人数200名ま 【C地区】周辺の住環境と調	設の誘導しつつ、地区を5地区に区分しつ、市民の交流の場とする施設の形成?及び住宅に兼用する店舗、事務所を誘導成の整備、開発及び保全の方針の大規模利便施設、住宅及び住宅に兼用する店舗十画区域の整備、開発及び保全の方針の 可建住宅地としての土地利用を図る。 設として、農林漁業生産物の直売所を誘	を図る。 算する。なお、 莫集客施設の 補を誘導する。)大規模集客	社会福祉施立地方針」になお、社会				
- (Ξ	地区施設 の整備 方針	住宅地としての憩いの場として、公園を位置する。							
7	関すする 建築物等 建築物の用途の制限、高さ・容積率・建蔽率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、形態又は意匠の の整備									
地区整	地	区施設の配置	置 地区施設の名称 数量 規模							
	_	及び規模 	公園 1箇所 0. 1ha							
	区	地区の名称	A地区	B-1地区	B-2地区	C地区	D地区			
	の区分	地区の面積	4. 1ha	0. 5ha	0. 1ha	3. 7ha	0. 2ha			
備			建築できる建築物は、次の各号に掲げるものとする。							
計画	建築物に関する事項	建築物の用途の制限	規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年第1 律第122号)第2条第6項第1号に該当する営業(以下この表において「個室付付を除く。) 3 店舗、飲食店その他こ令第130条の5の3で定めるのでその用途に供するもののうちかの3でであるのででの用途に供するものを除く。) 4 巡査派出い所、公の策するに、公衆で、企の用途に供するものを除く。) 4 巡査派出い所、公の策するに、その他これらに類するものを除く。) 6 巡査派出所、公の策するに、ので、建築基準法施行会に、の表において「政令」とい	2 住宅で事務所、店舗その 他これらに類す事業を もののうち建築を第338号。 (昭和25年政令第338号。) 130条の3で めるもの。 3 診療所 4 社会を年は他会に (昭和26年法律も5号)第2個 (昭和26年法律るを (昭和26年法律るを (昭和26年法律るを (昭和26年法律るを (昭和26年法律るを (昭和26年法律。 (昭和26年法律。 (昭和26年法律。 (昭和26年法律。 (昭和26年法律。 (昭和26年法律。 (昭和26年法律。 (昭和26年法律。 (昭和26年法律。 (日本法)第2項第1項に (日本法)第2項第10日 (日本法)第2項第 (日本法)第2項第 (日本法)第2年 (日本法))(日本法	3 店舗、飲食店その他これらに類するもののうち政令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以下のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) 4 診療所 5 調剤薬局 6 社会福祉施設(社会福祉(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で入所人数が200人未満のもの)又は更生保護事に規定する更生保護事に規定する更生保護事で入所人数が200人未満のものとは更生保護事に規定する更生保護事業の用に供する施設(社会福祉法第2条第3項に規定する第2種社会福祉事業の用に供せられるものを除く。)で	属するもの (政令第130 条5で定める	飲食店その 他これらに 類するもの のうち政令 第130条の			

	物に関	建築物の 高さの最高限 度	20m	15m	10m	15m	
地区整備計画		容積率の 最高限度	_		80%	_	
		建蔽率の 最高限度	60%		50%	60%	
		敷地面積の最 低限度	_	200 m²		_	
		壁面の位置 の制限	-	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路及び隣地境界線までの距離は、2 m以上とする。ただし、住宅及び住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を 兼ねるものについては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路及び隣地 境界線までの距離は1m以上とする。			
		壁面後退区域 における工作 物等の設置の 制限	壁面後退区域には工作物等を設置してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。 1 道路交通標識等公益上必要なもの 2 自己の店名を表示した屋外広告物、誘導サイン 3 路線バス停留所の上屋 4 公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物				
	する	建築物及び屋外広告物等の形態及び意匠は、以下のとおり周辺環境と調和したものとする。 1 建築物の外壁及び屋根の色彩は原色を避け、彩度は6以下(ただし青系は彩度4以下)とし、無彩色の明る。 第 第 2 屋外広告物は自己の用に供するもの以外は掲出しないこと。なお、自己の用に供するものは次の各号に打り、(1)屋上利用広告物は設置又は表示しないこと。 (2)一敷地における床面積500㎡未満の建築物については、壁面表示面積の合計は500㎡以下とし、床面積5					ものとする。 以上3,000㎡ 超えて彩度 更重直投影 する場合は
		垣又は柵の構 造	-	道路に面する垣又は柵の構造は、生け垣または透視可能なフェンス等門扉及び門は道路境界線から1m以上後退しなければならない。ただしに配慮する防音壁等は除くものとする。		_	

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由

別紙のとおり

本地区は、近接する既存集落を含むコミュニティの維持、活性化を目標として、平成26年2月5日に地区計画を決定しました。その結果、住宅開発により子育て世代を中心に居住が進み、年少人口の増加などにより、地域コミュニティの活性化が図られました。

しかしながら、本計画では地区の一部に新規居住者、周辺住民のための利便施設、店舗、診療所等を 誘導することとしていましたが、地区外近隣地にこれらの施設が立地したことから、現在までに土地利用が されていない状況です。引き続き利便施設の誘導を図りますが、周辺地区に一定の施設が整ったことか ら、兼用住宅や専用住宅を含めた土地利用を許容し、併せて、地区内新規住民と周辺地区営農者の交流 促進施設を誘導し、地域間の交流活動の活性化を図ります。

また、本地区内には、小郡市景観計画において重要な景観資源の一つである宝満川が隣接することから、これを地区計画区域に含め、本市の健康、福祉及び子育ての拠点施設である「あすてらす」の健康増進機能と連携を図ります。

これらにより、マスタープランに掲げる「子育て・福祉機能及び人口減少、少子高齢化 に対応した周辺環境と調和したまちづくり」を実現することを目的とし、本案のとおり地区計画の変更を行うものです